

第3回 長浜市総合教育会議 次第

日時：平成28年1月8日（金）13時00分

場所：長浜市役所 特別会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

（1）平成28年度長浜市の教育に関する大綱について

（2）放課後の過ごし方について

4 その他

次回会議について

5 閉 会

資料1 「第2期 長浜市教育振興基本計画」の概要

資料2 第2期 長浜市教育振興基本計画

資料3 長浜市内の児童・生徒の放課後の過ごし方について

資料4 長浜市放課後児童クラブ事業について

参考1 出席者名簿

参考2 （1） 放課後子ども総合プランについて

（2） 放課後子ども教室

参考3 平成27年度 長浜市放課後児童クラブ 通所のしおり

参考4 長浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

参考5 長浜市子ども・子育て支援事業計画（上記概要版）

参考6 子育て・子育て家庭支援の現状と課題

「第2期 長浜市教育振興基本計画」の概要

本市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

基本目標

基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します

乳幼児期における就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、児童期における学びの基礎につながる芽生えを育むうえで、大切なものです。発達の過程を見通した遊びや体験を通して、学習意欲や活動意欲を高めるとともに、家庭や地域と連携し、子ども一人ひとりの特性に応じた支援体制を強化するなど、より質の高い就学前教育を充実します。

◆「学びの芽生え」を育む教育・保育活動の推進

- 地域性を生かし体験を通して学ぶ教育・保育の充実
- 学習意欲や活動意欲の基礎となる運動あそびの充実
- 学びに向かう姿勢や態度の育成
- 一人ひとりの特性に応じた支援体制の充実
- 園と小学校との連携の推進
- 子育て支援の充実

◆家庭、地域及び学校と連携する支援体制の充実

基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を一人ひとりに確実に身に付けさせることが重要です。生涯にわたり学び続ける基盤を培い、充実した人生を送るための基礎づくりとして、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」づくりに取り組む一方、特別な支援が必要な子どもへの指導・支援の充実を図ります。また、地域に開かれ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。

◆確かな学力の向上

- きめ細かな指導の充実と学習方法の工夫改善
- 言葉の力の育成と読書活動の充実
- 英語教育の推進
- 理科教育の推進
- 学びの連続性を重視した学習指導の推進
- 地域に根ざした特色ある学習活動・体験活動の推進

◆豊かな心の育成

- 道徳教育の推進と人権意識の高揚
- いじめ防止対策の総合的な推進
- キャリア教育の推進による自立心の涵養
- 文化芸術の体験を通じた豊かな感性の醸成
- グローバルな視点での教育活動の推進
- 時代に応じた情報教育の推進

◆健やかな体づくり

- 体力の向上と健康の保持増進
- 食育の推進

◆特別なニーズに対応した教育の推進

- 特別支援教育の推進
- 不登校の子どもや保護者の支援
- 外国人児童生徒への支援

基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします

子どもたちの未来を拓く心を育て、健やかに成長できる地域社会を実現するためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取り組みが重要です。学校や家庭、地域が自らの役割と責任を果たし、つながりを深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域全体の教育力の向上をめざします。また、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない平和で豊かな地域社会をめざします。

◆社会全体で子どもを育てる教育の推進

- 市民ぐるみの子育て・子育ての環境づくりの推進
- 情報モラル教育の推進
- 青少年の健全育成
- 学校運営協議会の推進
- 学校支援ボランティアの推進
- 子どもの安全を見守る体制づくりの推進
- 次世代の親の育成推進
- 子育て支援体制の充実
- 地域の子育て支援の促進
- 放課後の子どもの居場所づくり
- 人権学習・啓発等の推進
- 男女共同参画に関する学習機会・啓発等の推進

◆家庭の教育力の向上

◆地域の教育力の向上

◆地域ぐるみの人権尊重・男女共同参画意識の高揚

◆・・・施策の基本的方向 ●・・・具体的な施策 下線・・・新規の項目

基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます

市内には、全国に誇れる優れた自然環境や歴史遺産、伝統文化が数多くあります。子どもから大人まであらゆる機会を通じて、先人から引き継がれてきた遺産や伝統にふれ、伝統文化を継承していく人の生き方などを学ぶことで、郷土を誇りに思う心、ひいては郷土を愛する心を育み、遺産や伝統を守り次世代へ継承する取り組みを推進します。

- | | |
|------------|--|
| ◆文化財の保護と活用 | ●文化財の調査と活用の推進
●文化財講座・体験学習の充実
●文化財の保存整備と継承支援 |
| ◆歴史文化施設の活用 | ●歴史文化の魅力の情報発信
●博学連携・市民協働の推進
●地域文化・先人の研究を活用した生涯学習支援 |

基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります

市民一人ひとりが自己実現をめざし、お互いに支えあい学びあう中で、学習した成果を地域社会の中で生かすことは、その人の生きがいにつながるとともに、豊かな社会づくりにもつながります。いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図り、生涯を通じて学び、学びが生かせる社会づくりを推進します。

- | | |
|----------------|---|
| ◆生涯学習社会づくりの推進 | ●誰もが学べる場と機会の提供
●公民館等社会教育施設の整備 |
| ◆図書館機能の充実 | ●図書館サービスの充実
●図書館を情報拠点とした市民の学習活動の支援 |
| ◆文化芸術の振興 | ●文化芸術の鑑賞・参加体験機会の充実
●文化芸術の創作・発表・交流活動への支援
●文化施設の活用と文化芸術団体等との連携・協力 |
| ◆豊かなスポーツライフの支援 | ●地域に根ざしたスポーツ活動の推進
●健康づくりとスポーツ交流の促進
●国体に向けたスポーツ環境の整備 |

基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

未来を担う子どもたちが安全・安心な環境で学び、生活できるよう教育施設の整備や魅力ある教職員の育成、学校の適正配置など、教育環境の整備・充実を図ります。また、開かれた教育行政の推進に向けて、市長部局との連携を充実するなど、教育委員会の機能強化を図ります。

- | | |
|--------------|---|
| ◆安全・安心な学校づくり | ●安全・安心な学校施設等の整備
●就学援助による経済的支援 |
| ◆魅力ある教職員の育成 | ●教職員研修の充実
●子どもと向きあう環境づくりの推進 |
| ◆学校の適正配置 | ●学校の適正配置の検討
●高等教育機関や企業等との連携の促進 |
| ◆教育委員会の機能強化 | ●ホームページ等による情報発信の充実
●市長部局との連携・協力の強化
●事務事業の点検評価とPDCAサイクルによるマネジメント強化
●会議の透明性の確保と適切な運営 |

計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画（平成25年度から平成29年度）及び平成26年3月に策定された滋賀県の第2期滋賀県教育振興基本計画（平成26年度から平成30年度）を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画と位置づけます。

また、本市がめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本指針である「長浜市基本構想」を踏まえた、教育行政分野における計画であり、関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度を初年度とする5年間（平成28年度から平成32年度まで）とします。

長浜市内の児童・生徒の放課後の過ごし方について

1 放課後の過ごし方（小学校2年生～中学校3年生）

平成27年度長浜市統一基礎学力調査集計から（抜粋）

ア.「一日あたりどのくらいの時間勉強をしていますか。」

	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
3時間より多い	16.4%	11.8%	7.9%	5.8%	4.8%	11.3%	6.2%	5.7%
2時間～3時間	16.6%	15.5%	16.4%	16.2%	17.3%	29.8%	19.1%	20.6%
1時間～2時間	20.2%	29.3%	33.5%	36.4%	46.7%	37.1%	40.2%	33.5%
30分～1時間	29.4%	26.5%	29.1%	29.9%	23.3%	14.4%	21.5%	22.6%
30分より少ない	13.8%	12.9%	10.2%	7.8%	6.6%	5.5%	9.5%	8.6%
まったくしない	3.1%	3.3%	2.9%	2.2%	1.3%	1.8%	3.5%	5.7%
無回答	0.5%	0.7%	0%	1.7%	0%	0.1%	0%	3.3%

イ.「どのくらいテレビ・ビデオ・DVDなどを見たり、聞いたりしていますか。」

	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
3時間より多い	12.3%	13.7%	13.0%	15.0%	17.6%	19.8%	24.4%	20.4%
2時間～3時間	10.9%	12.6%	17.8%	17.5%	21.7%	23.2%	23.7%	23.4%
1時間～2時間	19.6%	26.7%	25.7%	29.0%	32.0%	31.8%	29.1%	30.5%
30分～1時間	24.9%	21.7%	22.5%	22.3%	19.3%	15.3%	15.2%	16.5%
30分より少ない	17.4%	16.8%	15.1%	13.0%	7.8%	7.6%	6.3%	6.4%
全くみたり、きいたりしない	14.7%	7.9%	5.7%	2.8%	1.6%	2.3%	1.3%	2.7%
無回答	0.2%	0.6%	0.2%	0.4%	0%	0%	0%	0.1%

ウ.「どのくらいゲームをしていますか。」

	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
3時間より多い	9.4%	9.5%	9.1%	8.8%	8.3%	12.7%	15.7%	15.5%
2時間～3時間	8.0%	9.5%	11.6%	9.7%	11.5%	12.4%	15.6%	13.6%
1時間～2時間	13.3%	17.1%	18.8%	18.7%	24.3%	22.4%	22.7%	24.4%
30分～1時間	20.6%	20.3%	20.7%	23.5%	22.7%	21.0%	18.6%	16.6%
30分より少ない	23.9%	20.8%	21.9%	24.8%	21.3%	19.4%	16.2%	15.0%
全くしない	24.5%	22.3%	17.8%	13.9%	11.8%	11.9%	11.2%	14.6%
無回答	0.3%	0.5%	0.1%	0.6%	0.1%	0.2%	0%	0.3%

エ.「一日どのくらい読書をしていますか。」

	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
2時間より多い	10.5%	9.0%	6.8%	4.6%	4.0%	3.5%	4.8%	3.6%
1時間～2時間	10.8%	11.9%	10.8%	9.5%	7.9%	6.0%	6.6%	5.4%
30分～1時間	16.9%	21.1%	24.0%	20.5%	22.5%	18.0%	16.9%	14.5%
10分～30分	26.2%	25.1%	32.1%	32.5%	29.9%	26.5%	25.4%	23.2%
10分より少ない	21.2%	15.5%	14.1%	14.6%	16.4%	19.2%	16.4%	17.8%
全くしない	14.3%	15.8%	12.1%	17.8%	19.2%	26.5%	29.9%	35.2%
無回答	0.1%	1.6%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	0%	0.3%

2 放課後等における学校教育の取組

(1) 土曜日の取組

○「土曜授業」(平成 27 年度から長浜市内全小中学校で試行)

対象： 市内全小中学校

日数： 5～10 日／年で半日授業

内容： 小学校…授業、運動会、行事等

中学校…授業、定期テスト、行事

○土曜学習会 (学校独自の取組) 以下は例

- ・南中学校では、3 年生の希望者を対象に、年間 12 回実施している。指導者は、学校運営協議会委員、OB の大学生、教員
- ・長浜小では、2 年生以上の希望者を対象に、年間 10 回実施している。指導者は、大学生、教員

(2) 平日の取組

○「放課後学習指導」(学校独自の取組)

- ・放課後を利用し、学習に遅れのある児童の補充学習を行う。
- ・定期テスト前等の放課後に学習ができる体制をとっている。

○「放課後等活用事業」(県の事業)

- ・放課後等を活用した補充学習や運動遊びなどに取り組む小学校に「放課後支援員」を派遣

(3) 長期休業の取組

○「夏季休業中の授業日」(長浜市の全小中学校で実施)

- ・平成 27 年度は全小中学校で 5 日間実施

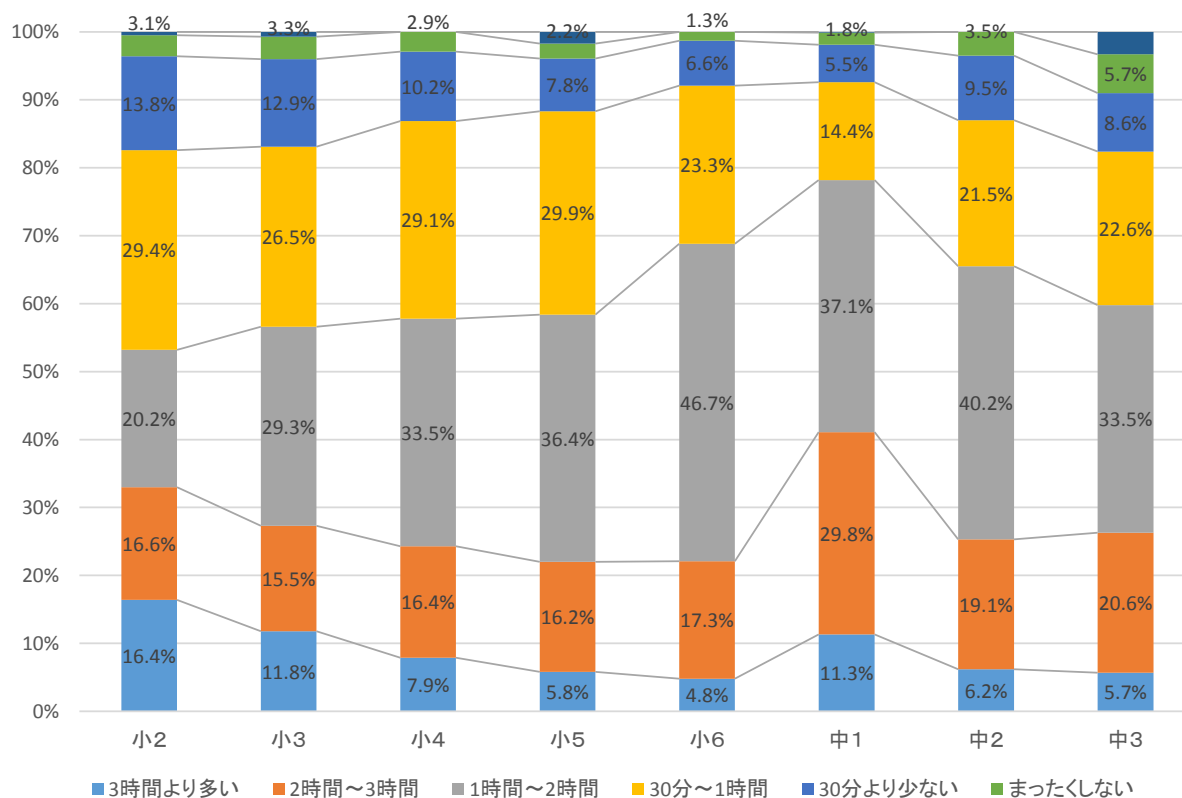
○「夏季休業中の学習会」(学校独自の取組)

- ・学校が指定した日に、児童生徒が自主的に登校して学習する日を設定

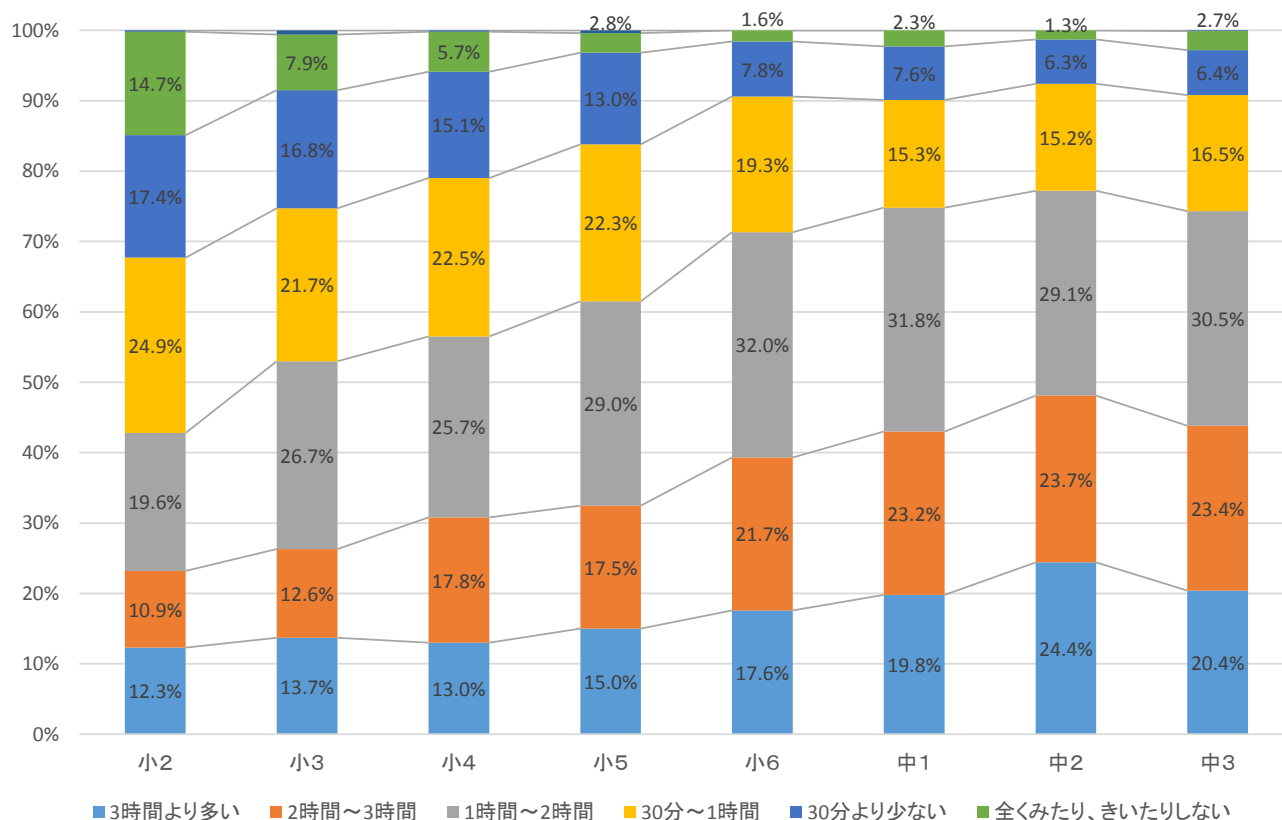
長浜市内の児童・生徒の放課後の過ごし方について

資料3
(会議当日追加資料)

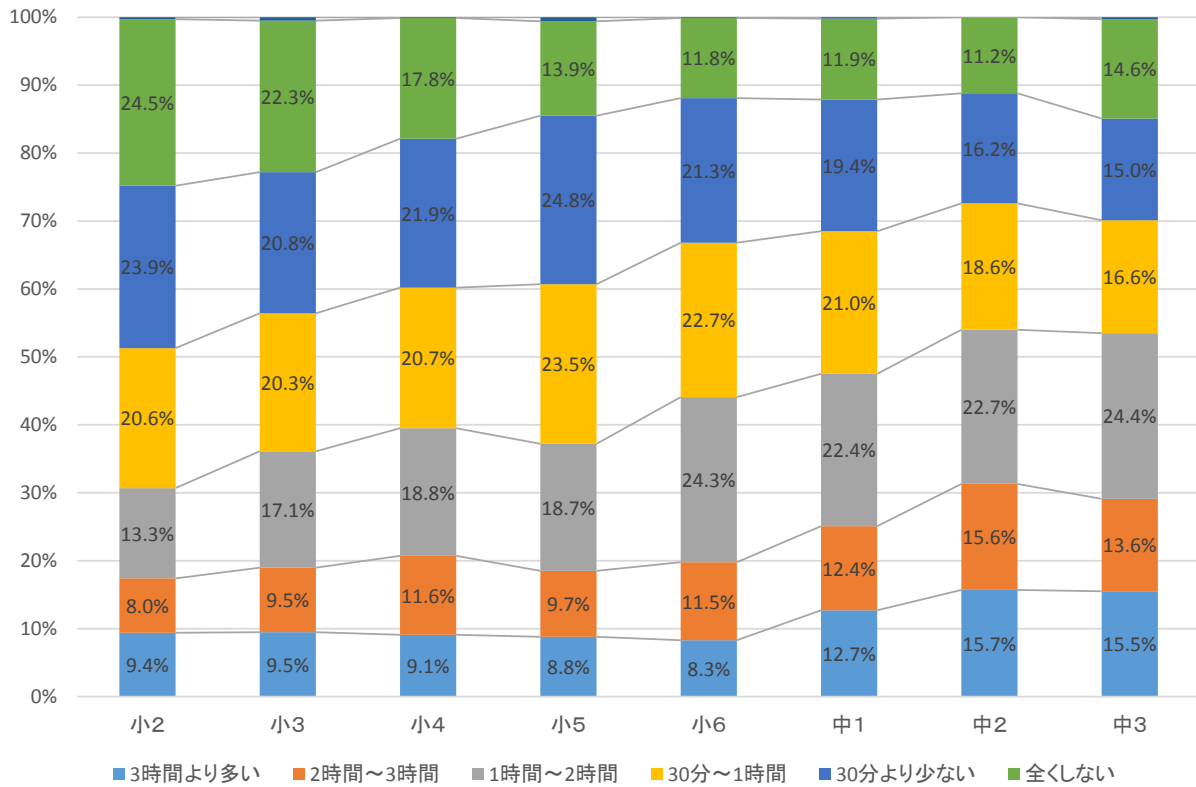
ア.「1日あたりどのくらいの時間勉強をしていますか。」



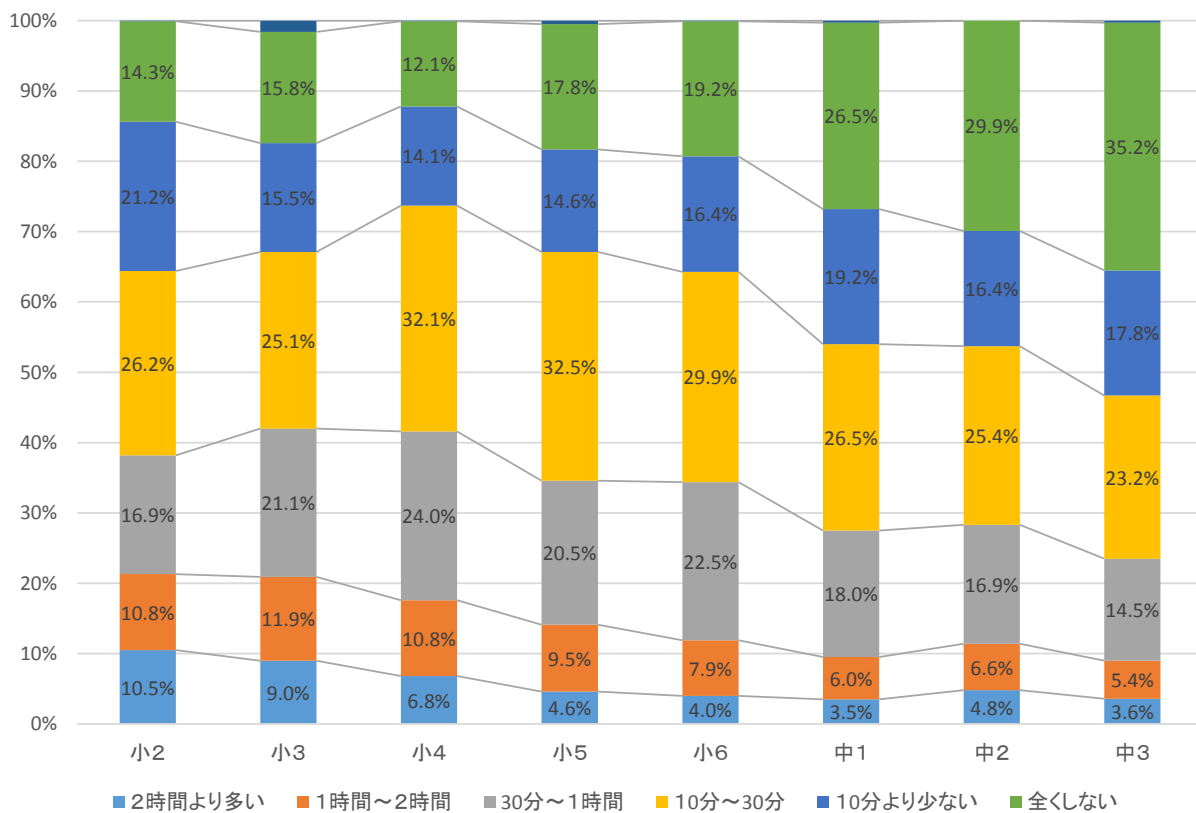
イ.「どのくらいテレビ・ビデオ・DVDなどを見たり、聞いたりしていますか。」



ウ.「どのくらいゲームをしていますか。」



エ.「1日どのくらい読書をしていますか。」



長浜市放課後児童クラブ事業について

平成 28 年 1 月 8 日（金）

【平成 27 年度の開設状況】

〈公設クラブ：14 校〉

ひばりクラブ（長浜小学校）	山ばとクラブ（長浜北小学校）	たんぽぽクラブ（神照小学校）
あじさいクラブ（南郷里小学校）	ひまわりクラブ（北郷里小学校）	すみれクラブ（長浜南小学校）
つくしクラブ（湯田小学校）	コスモスクラブ（浅井小学校）	わくわくクラブ（びわ南小学校）
たけのこクラブ（びわ北小学校）	サザンクラブ（虎姫小学校）	コハクチョウクラブ（朝日小学校）
サルビアクラブ（速水小学校）	つきっこクラブ（高月小学校）	
土曜放課後児童クラブ	たんぽぽクラブ（神照小学校）	のみで開講

〈民間クラブ：4 か所〉

チャイルドハウス放課後児童クラブ	ニコニコクラブ（小谷児童館）
放課後児童クラブ みらいキッズ	キッズパーク放課後児童クラブ

〈小規模放課後児童クラブ〉

西浅井福祉の会（西浅井保健センター）	キッズステーション（余呉小学校）
高月地域づくり協議会（高月公民館）	3 ケ所

【放課後児童クラブでの活動内容】

遊びを主とする活動を行い、活動を通して生活指導、安全指導を進めています。児童の安全を第一に考え、自主的に楽しく過ごせるように指導しています。

『小学校課業日における放課後児童クラブでの生活の様子』

13:30 開室

14:30～ 授業終了後各児童クラブへ

宿題（指導員は宿題をするよう声かけや見守りをします。）

自由遊びなど

例えば… 室内：トランプ・オセロ・ボードゲームなど

体育館：おにごっこ・ドッチボール・縄跳びなど

その他：ボランティアによる本の読み聞かせなど

17:00 頃～ 片付け・掃除など

随時、保護者のお迎え

18:00 閉室

『火災や地震等を想定した避難訓練の実施』

	26 年度	27 年度（11 月末まで）（回数）
地震時の避難訓練	17	16
火災時の避難訓練	13	12
不審者侵入時対応	11	9
堤防決壊時の避難	0	1

【今年度の現状】

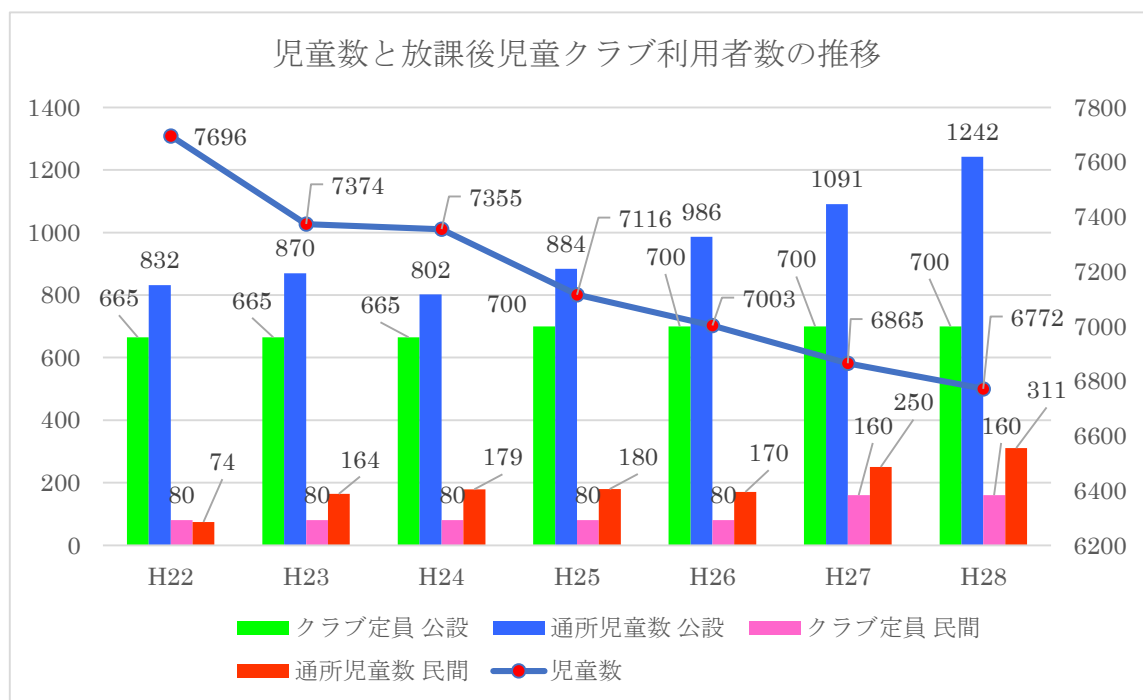
公設クラブにおいて、平成27年4月当初に通所承諾を行った児童数は1102人、待機児童数は23人でしたが、10月末時点では、通所児童数991人、待機児童数10人となりました。また、民間クラブが昨年度より2か所増え、4か所となったことから通所児童数も増加しました。

【平成28年度申込み状況】

10月14日～23日、来年度の公設クラブ通所申込みを受付したところ、年間を通じて通所の方（通年）844人、長期休業中のみ通所の方（長期）398人、合計1242人の申込みがありました。民間クラブには、通年178人、長期133人、合計311人の申込みがあり、全体で1553人、今年度以上の申込み数となっています。

今年度開設していない小学校からも申込みがあり、通年8人以上の希望がある小学校については、開設に向け、調整を行います。しかしながら、このままでは来年度の待機児童数は今年度を超える可能性が出てきました。

平成28年度の小学生推計数6,772人のうち、公設を希望の1242人は18.34%、民間利用者の1,553人は22.93%にあたり、5人に1人以上が放課後児童クラブの利用を希望することになります。（表中H22～H27までは5月1日現在、H28は申込時点の人数となります。）



【放課後子ども総合プランについて（厚生労働省・文部科学省の資料から）】

学校・家庭・地域の連携協力のもと、安心安全で質の高い空間・時間を提供するもの。

（保護者の就労の有無に関わらず、同じ地域の子は遊びも学びも一緒に楽しもう）

- ・校区の全ての子を大人の輪で守り育てる仕組みづくり（奈良市）
- ・学びの21世紀塾…市民講師を中心に講座で学力・体力づくり（豊後高田市）

平成26年8月11日
放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議
【資料1】

～放課後子ども総合プランについて～

厚生労働省
文部科学省

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



「放課後子ども総合プラン」概要

1 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

2 国全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

（市町村）

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

（都道府県）

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

4 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

①学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

②余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

- ・両事業を小中学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

- ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進について

新たに開設する放課後児童クラブの **約80%**（H31年度末）を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は**約50%**（H25年度）

「放課後子ども総合プランについて」(抄)

（１）学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

○実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる

（２）余裕教室等の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

（３）放課後等に一時的に使われていない教室等の積極的な活用

- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進
- ・放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保するため、専用区画のほかに活動場所の一時利用を積極的に促進

 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、一体型の運営に両部局が責任を持つこと、好事例の周知、必要な予算措置、総合教育会議の活用等を通じて、放課後児童クラブや一体型を中心とした取組に対して学校施設の一層の活用促進を図る

放課後子供教室

平成26年度予算額: 5, 147百万円の内数

平成25年度実施箇所数: 10,376教室(全公立小学校の51%)

補助率

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子供を対象とした学習支援や多様なプログラムを実施

放課後子供教室

(文部科学省)

全ての子供たちに対して、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して様々な取組を実施



<1教室あたり平均参加人数:約30人/日>

コーディネーター

(取組の企画、担い手確保、全体調整)



連携・協力

教育活動推進員 教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

多様な
プログラムの
提供

『放課後子どもプラン』
として、連携して実施

学 校



- ・余裕教室等を提供
- ・子供の放課後や学校での様子などについて、日常的、定期的に情報共有

放課後児童クラブ

(厚生労働省)

放課後児童クラブに参加している子供が放課後子供教室の取組に参加



【取組の例】

○学習支援

(約6割の教室が実施)

- ・宿題の指導
- ・読み聞かせ



○体験活動

- ・工作・実験教室
- ・料理教室
- ・スポーツ
- ・文化活動



○交流活動

- ・自由遊び、昔遊び
- ・地域の行事への参加など



参 画

* 経費は運営費(コーディネーター等への謝金)

地域住民や大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄) ※市町村行動計画

(現行) 次世代法 行動計画策定指針	見直し案 (主な修正点)
五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項 1 市町村行動計画 (1) 地域における子育ての支援 エ 児童の健全育成 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。 また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。 さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。 また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となつて進めることが必要である。 あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。	※項目を「<u>子どもの健全育成</u>」とする。 ※<u>現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。</u> ・<u>共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進</u> ・<u>その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい</u> ・<u>このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成三十一年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要</u> ・<u>新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブを利用する小学生も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進</u> ・<u>放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要</u> ※「<u>地域における人材養成</u>」という項目を追加し、以下のような内容を記述。 ・<u>子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要</u>

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄) ※都道府県行動計画

(現行) 次世代法 行動計画策定指針	見直し案 (主な修正点)
五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項 2 都道府県行動計画 (1) 地域における子育ての支援 エ 児童の健全育成 児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等の間の連携・協力体制の構築を図ることが必要である。 また性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。	※項目を「子どもの健全育成」とする。 ※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。 ・市町村が「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、都道府県は、<u>放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者等の確保及び質の向上を図るとともに、教育委員会と福祉部局との連携を図ることが重要</u> ・このため、<u>地域の実情に応じた研修の実施方法等、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、都道府県行動計画に盛り込むことが必要</u> ・研修については、<u>放課後児童支援員となるための研修の実施のほか、これらの事業に従事する者等の資質の向上、情報共有等の観点から、合同の研修を実施することが望ましい</u> ※「<u>地域における人材養成</u>」という項目を追加し、以下のような内容を記述。 ・新制度では、<u>教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上は、都道府県の責務</u> ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、<u>人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要</u>

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。 ○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等

③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

○ 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

○ 総合教育会議は首長が招集。

○ 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。

○ 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。

○ 議事録の作成・公表(努力義務)。

○ その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

余裕教室活用状況の見直しについて

活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ 99.3%が活用済み(平成25年5月1日現在)

余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告



活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し



より有効な活用が図れる余地のある活用済み余裕教室がある場合

放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合・・・



原則として

補助金相当額の**国庫納付が必要**

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化

(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



○包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)

○国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(＝無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・**国庫納付不要**
- ・報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

○耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分
または

○大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して
やむを得ずに行う財産処分

- ・**国庫納付不要**
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

○上記以外

- ・国庫納付が必要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

「一時的な使用」について

「一時的な使用」とは何か

- ・補助の目的(学校教育としての用途)を妨げない範囲での目的外使用
- ・**学校教育のためにその部屋を使用していることが前提**

「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**

< 参 考 >

これまでの主な経緯

平成26年1月:「成長戦略進化のための今後の検討方針」閣議決定

～「日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)」の改訂を検討～



3月19日:経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣から

「放課後対策の総合的な推進」についてプレゼン～



安倍総理指示:

「いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」



5月29日:産業競争力会議 課題別会合

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より

「放課後子ども総合プラン」の発表～

第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成26年3月19日） における総理指示（抄）

「就学前の保育の充実については、着実な前進を遂げている。次は、いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」

横浜市立中丸小学校放課後キッズクラブ視察（平成26年5月22日）時 における総理指示（抄）

「仕事と子育てを両立するための「小1の壁」を突破する上において、放課後子どもプランをこれから更に拡充していきたいと思います。5年間で30万人分の受け皿を作っていきたいと、放課後児童クラブ30万人分拡大していきたい、
こう考えております。」

放課後対策の総合的な推進

平成26年5月28日
産業競争力会議 課題別会合
厚生労働大臣・文部科学大臣 提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には**約89万人が利用**
※登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人／※クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所
- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

■ 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在

※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

■ 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)

※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ 就学児童の放課後の**安心・安全な居場所の整備**を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小1の壁」)を打破する必要

■ 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ 共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が**多様な体験・活動**を行うことができるようにする必要

小1の壁の打破

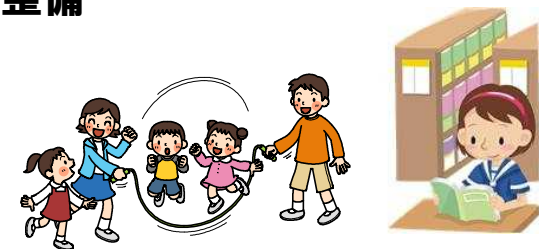
放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応



放課後子ども総合プランについて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用
- 高年齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

学校の余裕教室等を徹底活用

(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応
→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- 共働き家庭等が専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



- ※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
- ※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進等について（ポイント）

- ◇ 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進に向けて、首長部局と教育委員会の連携を図るための総合教育会議（現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中）を活用する。

新たに開設する放課後児童クラブの 約80%（H31年度末）を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%（H25年度）

- 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進
- 両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続きが弾力化されていること等の通知、周知徹底
- 市町村・各学校に設置する協議会（学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画）において学校施設の使用計画等について検討（学校施設の活用状況等の公表促進なども含む）

※併せて学習プログラムの充実を図る

- ・ 全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- ・ 大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
- ・ 図書館・体育館などの利用促進のため、図書ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

放課後対策の充実に関する最近の動向

○経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1)女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

¹⁹「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋①) (平成26年6月24日 閣議決定)

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

・いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。

【今年度中に制度的措置を実施】

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋②) (平成26年6月24日 閣議決定)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

i) 女性の活躍推進

(育児・家事支援環境の拡充)

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備や家事に係る経費負担の軽減に向けた方策を検討していく必要がある。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずる必要がある。あわせて、安価で安心な家事支援サービスを活用できる環境整備を図る。

①「放課後子ども総合プラン」

小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。その際、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。

「放課後子どもプラン推進事業」

※平成19年度より実施

	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
H26予算額	5,147百万円の内数(25予算額:4,924百万円)※	33,223百万円(25予算額:31,576百万円)
趣 旨	<u>すべての子供を対象</u> として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	<u>共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童</u> に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条3第2項に規定） <u>※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。（平成27年4月施行予定）</u>
実施か所数	10,376か所（平成25年度）	21,482か所（平成25年5月）
実施場所	小学校 71.3% 公民館 13.2% 児童館 3.4% その他（中学校、特別支援学校など） 12.1% （平成25年度）	小学校（余裕教室） 28.1% "（専用施設） 24.1% 児童館 12.8% その他（専用施設、既存公的施設など） 35.0% （平成25年5月）
開設日数	111日（平成25年度平均）	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員（専任）

※放課後子供教室H26予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円、新規)」計51億円の内数
H25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数

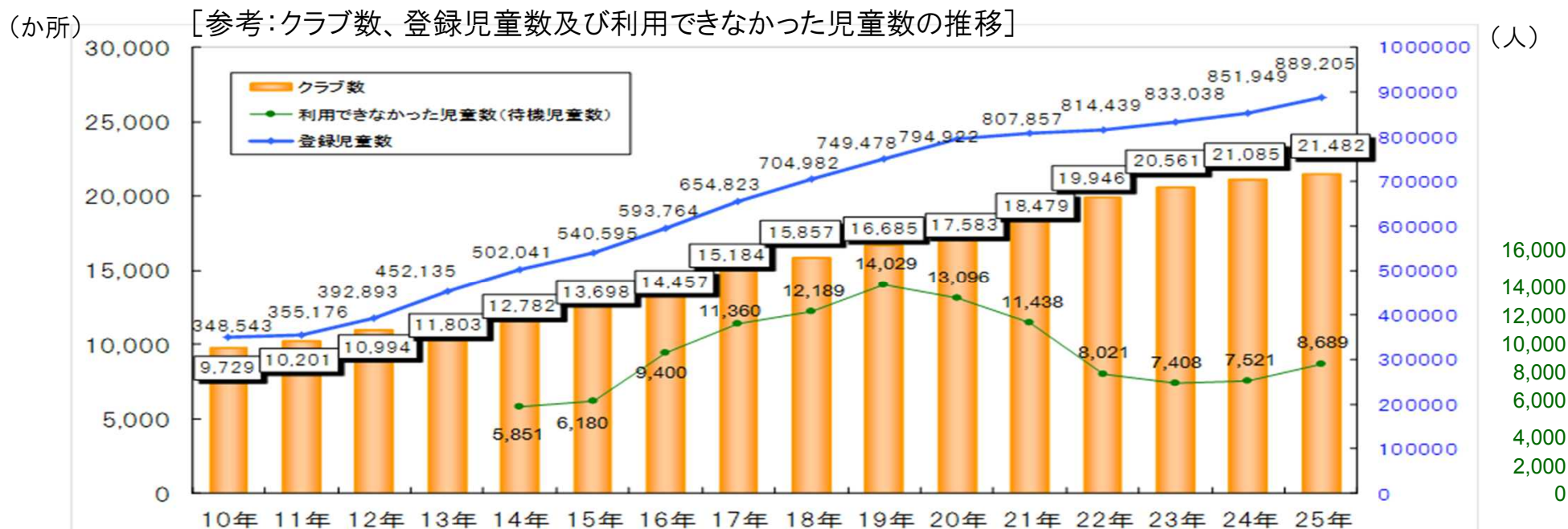
放課後児童クラブの概要

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1～3年生約325万人の24%程度＝約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%＝3人に1人)の受入児童数をめざす



【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円 ※国は、児童育成事業費(特別会計・事業主拠出金財源)による補助

- ①運営費:概ね1/2を保護者負担、残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。[国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]
- ②整備費:新たに施設を創設する場合のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。[創設、改築等は、国・都道府県・設置者が、改修・備品購入は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(一般会計)に計上:51億円)

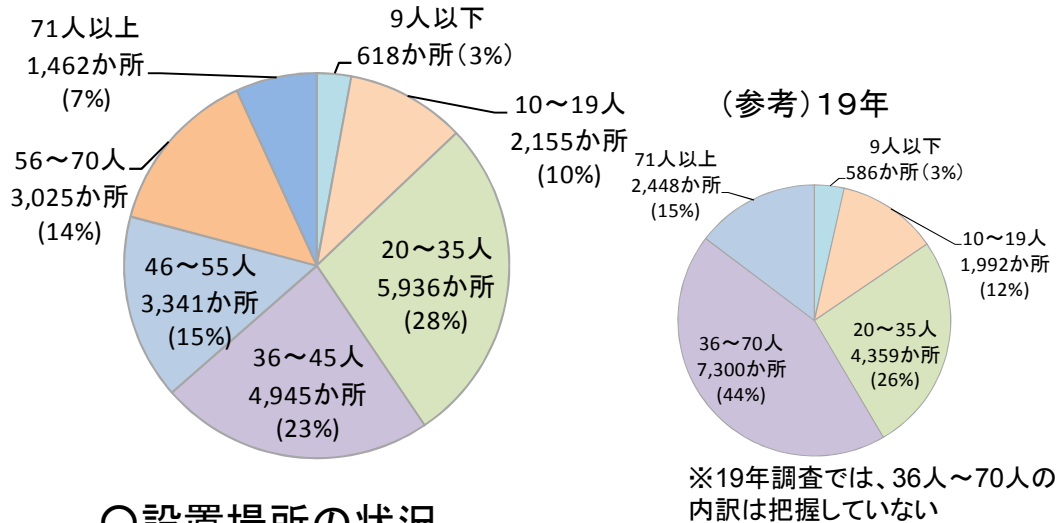
・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

放課後児童クラブの現状

※平成25年5月1日現在（育成環境課調）

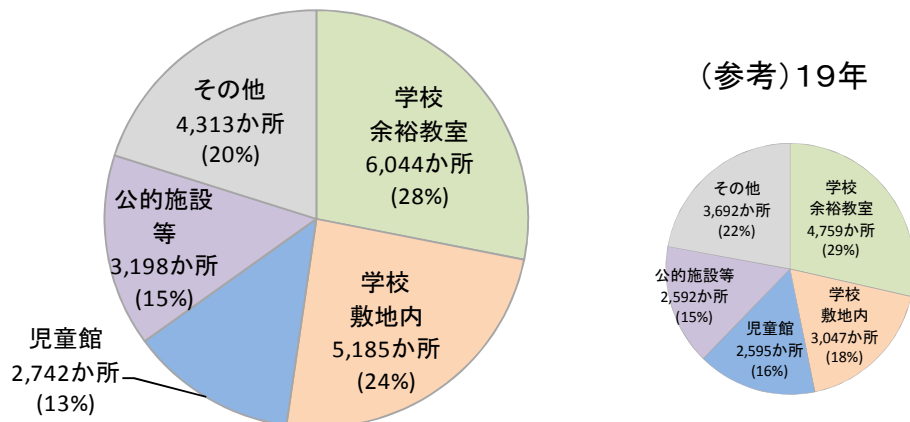
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



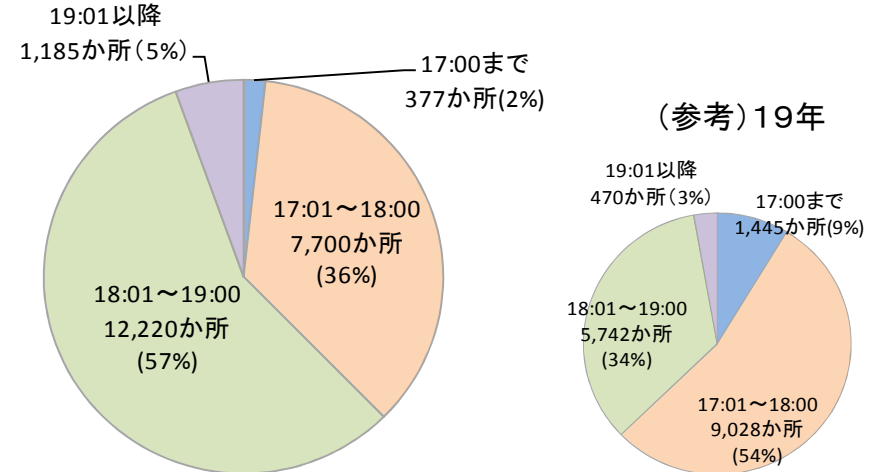
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



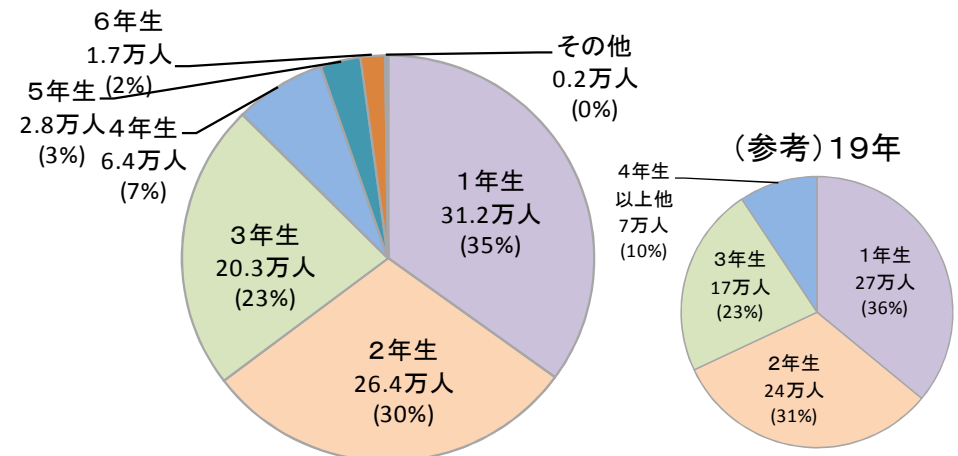
○終了時刻の状況（平日）

18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



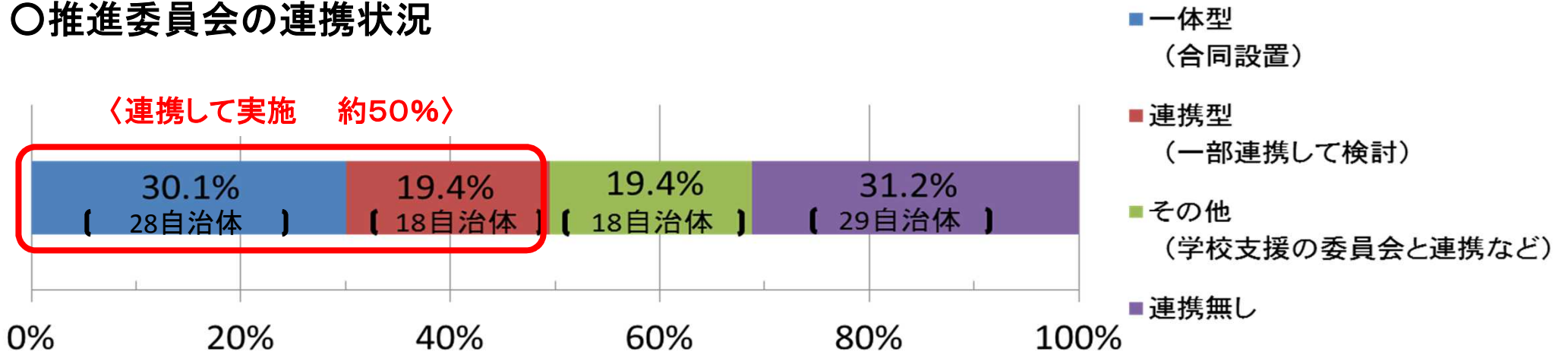
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況①

【都道府県レベルの連携】

N=93

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10現在))

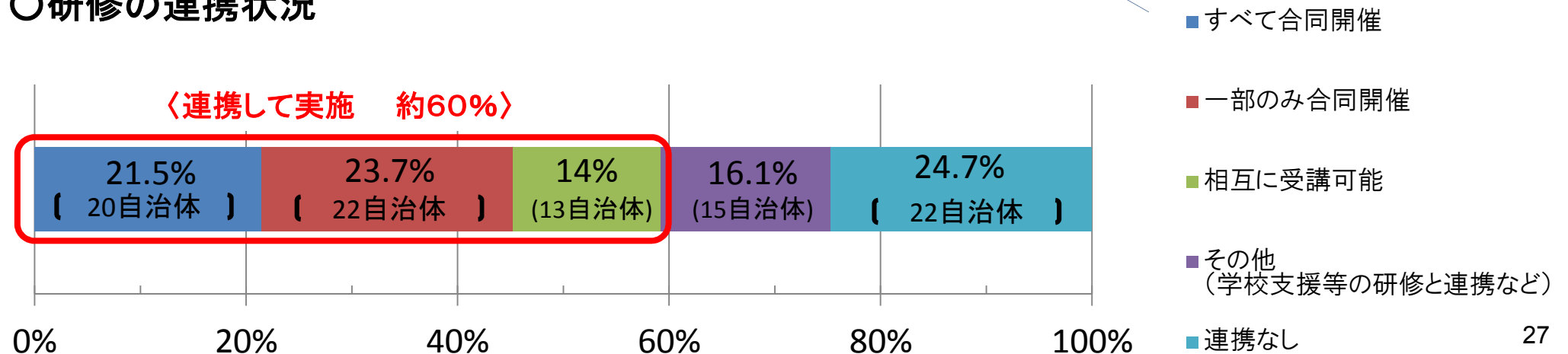
○推進委員会の連携状況



※放課後子供教室を実施している自治体の約50%は何らかの形で放課後児童クラブと連携して推進委員会を設置している

放課後子供教室と
放課後児童クラブの研修を

○研修の連携状況



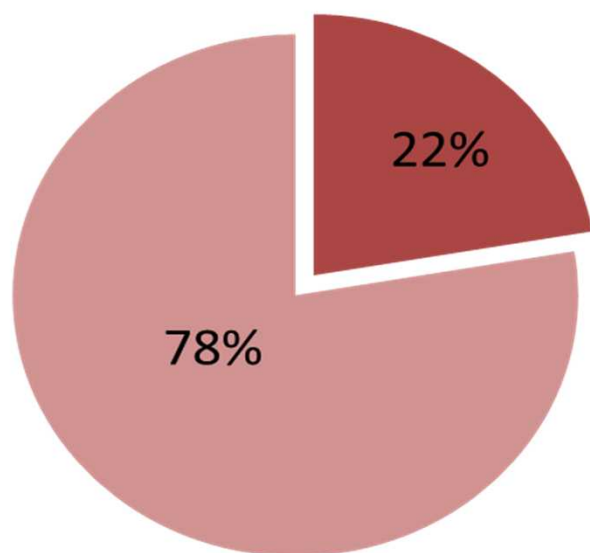
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況②

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計 (H25.10 現在))

【市町村レベルの連携】 N=1,010

○「放課後子どもプラン」として事業計画を策定しているか

■ 策定している ■ 策定していない

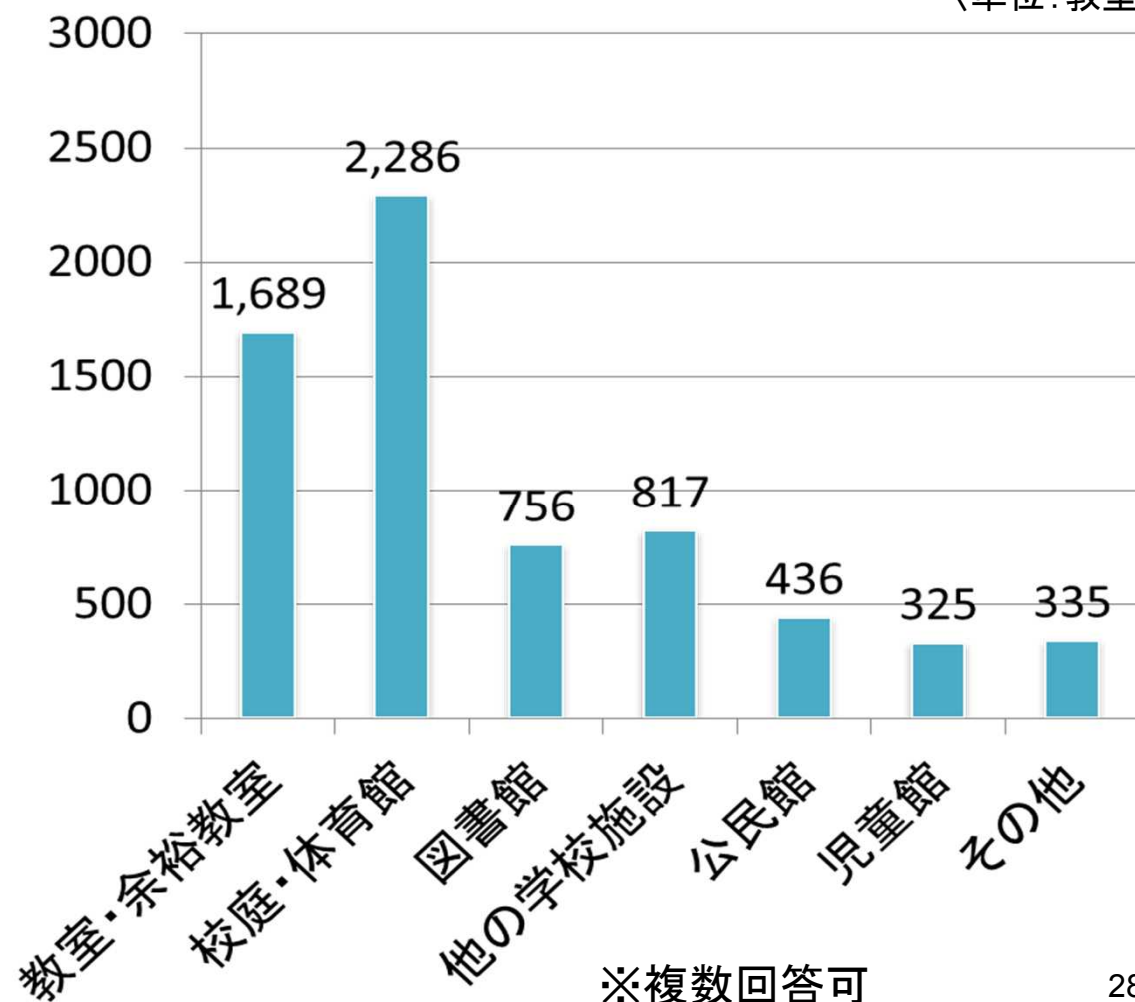


策定している	策定していない
225市町村	785市町村

【各教室レベルの連携】 N=10,376

○放課後子供教室と放課後児童クラブとで共有して活動している場所

〈単位: 教室〉



(参考資料) 千葉市「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」

空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

市長（以下「甲」という。）と千葉市教育委員会（以下「乙」という。）とは、空き教室及び余裕教室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等（以下「整備等」という。）に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営するものとする。

（教育財産の取扱い）

第2条 子どもルームの整備に当たっての教育財産の取扱いについては、子どもルームとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き教室 財産移管
- (2) 余裕教室 目的外使用
- 2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。
- 3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものとする。

（校舎の区分、管理）

第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
- (2) 子どもルーム専用エリア（主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用するエリア）
- (3) 共用エリア（学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共用して使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。
- 3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが開設している場合については、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既存する設備を利用するものとする。

2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があった場合又は子どもルーム利用児童及び指導者等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負う。

（光熱水費等の負担）

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。

（教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応）

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たっては甲の責任で原状回復を行うものとする。

（個別協議）

第8条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議するものとする。

（疑義等があった場合の対応）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 千葉市長 熊谷俊人

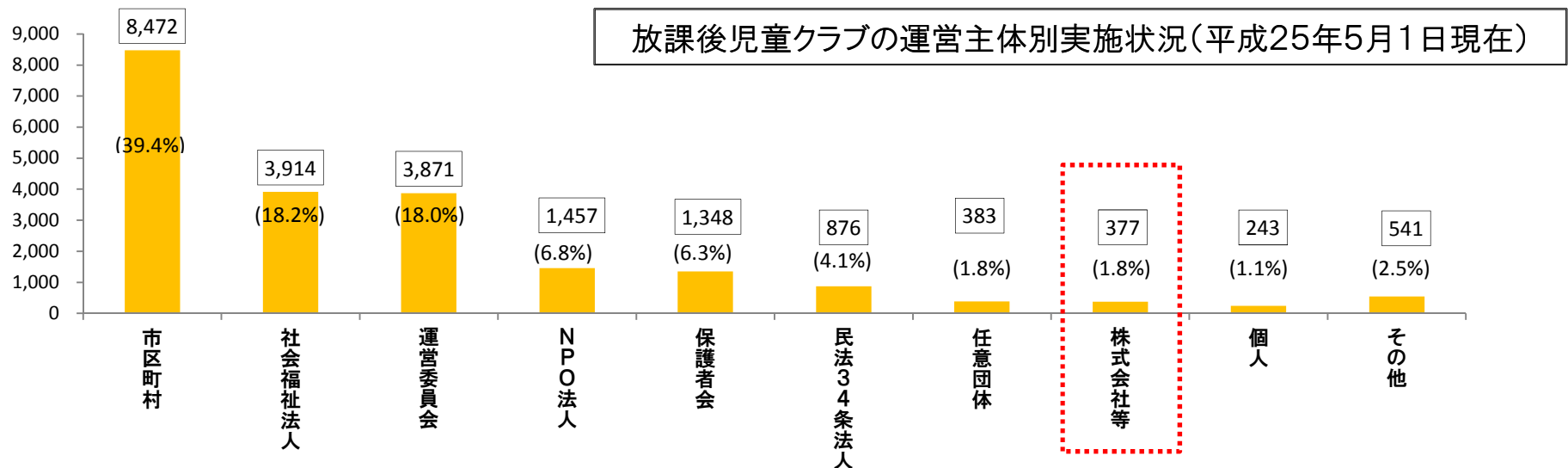


乙 千葉市教育委員会



企業が実施する高付加価値型の学童保育について

- 放課後児童クラブは、民間企業を含む多様な運営主体により実施されている。
- 企業が実施する高付加価値型のサービス(英会話、ダンスなど)についても、本来事業に付加する事業として実施することは妨げない。
- 企業参入による事業の提供体制の整備についても、地域の実情に応じて必要。



Q：放課後児童クラブにおける通常の活動内容の一環ではないが、保護者や本人の意向により、通常の活動に加えて塾やピアノ教室等を実施する場合、当該経費について国庫補助の対象として差し支えないか。

A：放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、保護者や本人の意向により特別な活動内容（塾、ピアノ教室等）を実施することは差し支えない。

なお、この場合の特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費について国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当。

また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動（遊び、宿題など）を行っている児童の妨げにならないよう、特別活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備（出入り口やトイレ等）を別にするなど配慮すること。

企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例

■事例:ウィルキッズフィールド戸田(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体…株式会社 グローイングアップ
- ・利用時間………(平日)放課後～21:00 (土・長期休み)7:30～21:00 ※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系………基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～21:00は延長料金発生
- ・コース内容………【コース内容】①習字(月3回)2,500円/月 ②英語(月4回) 5,500円 ※国庫補助対象外事業
【提携で行うもの】①ジャクサースイミングスクール(月曜) ※入会金等免除、送迎有り
②公文(火・金曜) ※送迎有り
- ・その他………コースについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

<活動プログラム例>

	月		火		水		木		金		土
放課後～	学童保育		学童保育		学童保育		学童保育		学童保育		学童保育
17時頃～	学童 保育	スイミング	学童保育	公文	学童保育	習字	学童保育	英語	学童保育	公文	学童保育
19～21時	延長保育(希望者のみ)										

■事例:学童保育「じゃんぷ」(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

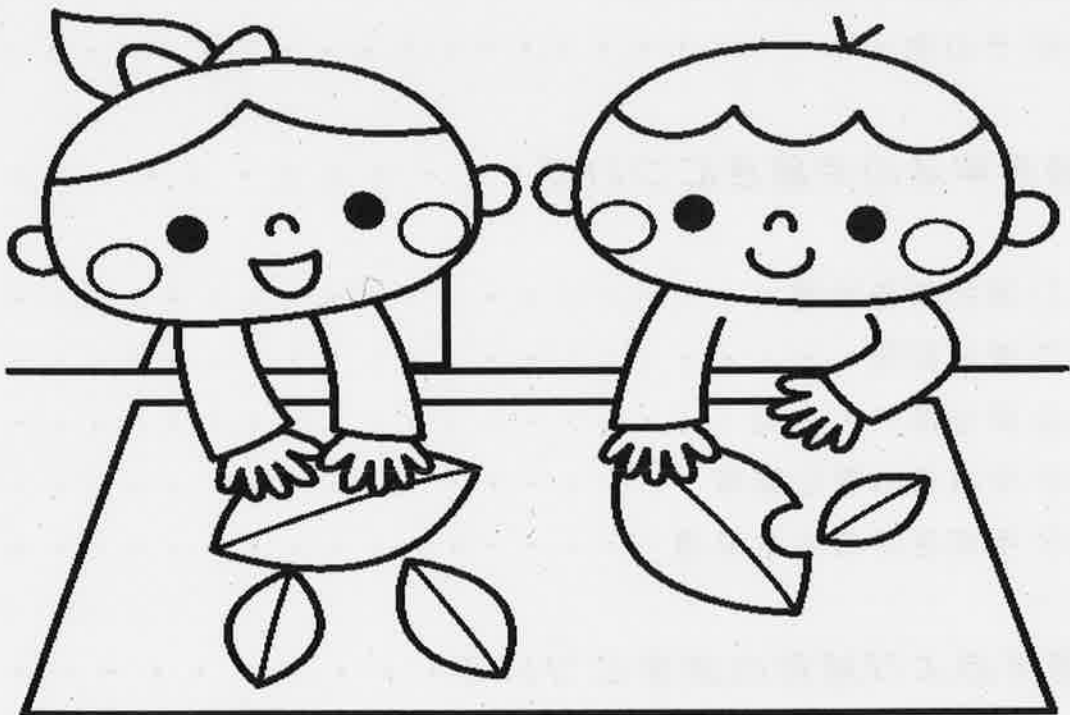
- ・設置主体・運営主体…NPO法人 子ども支援ホーム
- ・利用時間………(平日)放課後～20:00 (土曜日)7:30～19:00 (長期休暇期間)7:30～20:00
※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系………基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～20:00は延長料金発生
プログラム分 1プログラム無料～5,500円/月(プログラム内容による) ※国庫補助対象外事業
- ・プログラム内容…漢検練習(月曜)、英語(火曜)、脳トレーニング(水曜)、習字(隔週木曜)、ダンス基礎(金曜)
、国語・算数教室(土曜)、サッカー(日曜)
- ・1日の流れ………(平日)放課後～ 下校・宿題 → 16:00～おやつ・外遊び → 17:00～ 各種プログラム → 20:00 閉所
- ・その他………送迎制度有り(有料)。 プログラムについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。



平成27年度

**長浜市
放課後児童クラブ**

通所のしおり



【お問い合わせ、お申し込み先】

長浜市健康福祉部子育て支援課

子ども施策グループ

電話65-6514

目次

1. 放課後児童クラブとは？	1
2. 放課後児童クラブの内容	1
① 開室日と時間、送迎	1
② 活動内容	2
③ 保護者負担金	2
④ 保護者負担金の減額免除について	3
⑤ 緊急時の対応について	4
⑥ その他	5
3. 通所申込の手続きについて	6
① 通所対象児童	6
② 受付期間	6
③ 受付場所・時間	7
④ 申請に必要な書類	7
⑤ 手続き時の注意事項	8
4. 通所および減免の決定について	8
⑥ 通所承諾（不承諾）のお知らせ	8
⑦ 保護者負担金免除申請の結果のお知らせ	8
⑧ 退所について	9
5. 保護者負担金一覧表	9

1、放課後児童クラブとは？

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中等に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

児童福祉法および社会福祉事業法に基づいて行われる放課後児童健全育成事業です。



2、放課後児童クラブの内容

①開設日と時間

★開設期間 4月1日～翌年3月31日、年度ごとに異なります。毎年度申込みが必要です。

★開室時間

・授業日・・・月曜日～金曜日	放課後～午後6時
・長期休業中・・・月曜日～金曜日	午前7時30分～午後6時
・土曜日・・・(たんぽぽクラブのみ)	午前7時30分～午後6時

※別途料金が必要です。

★お休み

- ・日曜日、国民の祝祭日
- ・8月14日～16日（お盆）
- ・12月29日～翌年1月3日（年末年始）
- ・その他、施設の都合や気象状況等で臨時閉室になる場合があります。
- ・学級閉鎖の期間中は出席できません。

★送迎

- ・保護者の方のお迎えを原則とします。
(小学生、中学生だけのお迎えはできません。)
- ・児童クラブまでお迎えに来てください。
- ・長期休業中は、送迎とも保護者の方でお願いします。
- ・保護者が他の方に送迎を代行させる場合は、※代行届を提出してください。代行者は責任の持てる大人の方でお願いします。
- ・車は所定の駐車場に止めていただき、ルールを守って安全運転でお願いします。(トラブル等については責任をもちかねます。)

※代行届は、子育て支援課、北部振興局福祉生活課、
各支所、各児童クラブにあります。

②活動内容

★遊びを主とする活動を行い、活動を通して生活指導、安全指導を進めます。

お子さんの安全を第一に考え、子どもたちが自主的に楽しく過ごせるように指導します。

『放課後児童クラブでの生活の様子』

13:30	開 室
14:30頃～	授業終了後各自児童クラブへ行きます
	宿 題 自由遊びなど
17:00頃～	片付け・掃除などをします 随時保護者のお迎え
18:00	閉 室

長期休業中は行事なども計画します

指導員は、宿題をするよう声かけや見守りをします。内容については指導できませんので、ご家庭で確認をお願いします。



★こんなことをして遊んでいます

室 内→トランプ オセロ カロム お絵かき ボードゲーム・・・

体育館→おにごっこ ドッチボール 縄跳び・・・

その他→ボランティアによる絵本の読み聞かせ、その他集団遊び・・・



③保護者負担金

【保護者負担金一覧表をご確認ください】・・・・・・・・ 9ページ

■出席日数にかかわらず必要です。出席日数が0日でも、在籍している場合は保護者負担金が必要です。

■毎月末日に納入していただきます。

■納付方法・・・口座振替または納付書で納めてください。

※口座振替の手続き用紙は子育て支援課（北部振興局福祉生活課、各支所）

または各児童クラブにあります。

■保護者負担金を、3ヵ月以上滞納した場合、通所を取り消させていただく場合があります。

④保護者負担金の減額免除について

保護者負担金は、減額免除することができます。



＊減額または免除の対象になる方＊

- ①生活保護法による被保護世帯の方（全額）
- ②長浜市就学援助費給付要綱の規定により給付を受けている世帯の方（半額）
- ③ ①および②以外で、市長が、免除が必要であると認めた方（半額を限度とする）

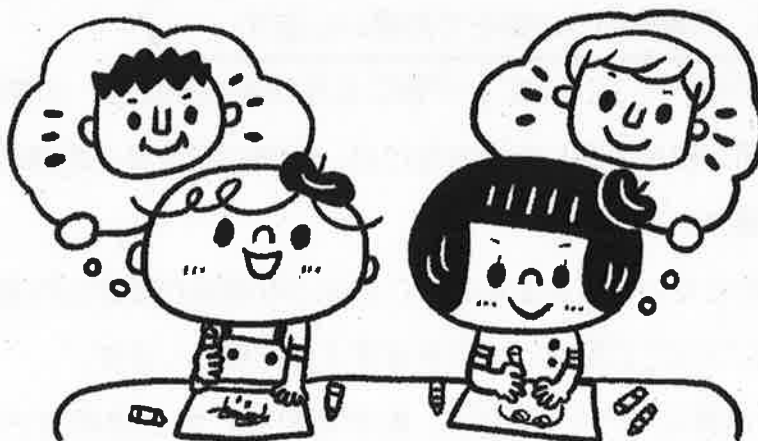
＊減免申請は年度ごとに必要です。年度の途中からでも申請できます。

減免を希望される月の口座振替日（毎月末日）の7日前までに申請してください。

※申請用紙は、子育て支援課（北部振興局福祉生活課、各支所）または各児童クラブにあります。市のホームページからもダウンロードできます。

＊減免申請は、自己申請によるものです。対象になる方で希望される方は減免申請および就学援助費の給付申込み(学校長又は教育委員会)を早めにしてください。

長浜市就学援助費給付要項の規定により給付を受けている世帯の方で、減免申請手続きをされる方は、教育委員会から発行される「長浜市児童生徒就学援助認定可否通知書」の写し(準要保護認定がされたもの)の提出が必要です。提出がないと、減免承認ができません。



⑥緊急時の対応について

◎暴風警報の発令時等により学校が休校となる場合

(「臨時休校」及び「一斉下校」時の対応)

平日(長期休業中以外)

●午前7時までに発令された場合

臨時閉所になります。連絡はいたしません。お子さんの対応をお願いします。

●登校後から放課後児童クラブ開所前(午後1時30分頃まで)に発令された場合

★給食実施の場合★学校の帰りの会に合わせて開所します。

午後6時までにお迎えをお願いします。

★給食未実施の場合★臨時閉所になります。

お子さんは、原則として小学校の一斉下校で帰宅していただきます。

保護者の方へは、学校の先生と指導員が連携を取って連絡させていただきます。

●放課後児童クラブ開所中(午後1時30分～午後6時)に発令された場合

平常どおり開所いたします。必ず、午後6時までにお迎えをお願いします。

学校の長期休業中(夏休み等)

平常通り開所いたします。

※送迎は、保護者の方の責任でお願いします。

土曜日(たんぽぽクラブのみで開設)

平常通り開所いたします。

※送迎は、保護者の方の責任でお願いします。



◎台風や大雪の日、インフルエンザ等による学級閉鎖など、小学校が通常の下校時刻より早めに集団下校を決定した場合などは、児童の安全等に配慮し、学校に準じて帰宅していただく場合があります。

電話連絡はさせていただきますが、このような状況が想定される日には、あらかじめ帰宅後の対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

★万が一ケガや病気になった場合は、緊急連絡先に電話連絡をさせていただきます。

個人票の連絡先は、必ず連絡が取れる電話番号をお知らせください。

⑦その他

★児童クラブに通うことについて、ご家庭でお子さんとはよく話し合ってください、児童クラブでの過ごし方などについてご理解ご協力をお願いします。

特に、配慮や支援が必要、気になる事や心配がある場合は子育て支援課か指導員までご連絡ください。

※事前にクラブ見学をしていただいたり、お子さんへの対応についてご相談させていただきます。

★お子さんの健康状態には十分気をつけていただき、発熱等のある場合はご家庭で休養していただきますようお願いいたします。

★休まれる場合は必ず直接指導員まで連絡をしてください。

【専用の携帯電話は、午後1時30分～午後6時までつながります。】

電話がつかない場合や、児童クラブの開室時間外は子育て支援課へ連絡してください。



保護者の方は、児童クラブの出欠について、毎日しっかりお子さんと確認してください。

また、放課後児童クラブに通所されることを、担任の先生にお伝えください。

指導員と担任の先生は連携をとりますが、お子さんの所在が不明にならないよう出欠については保護者の方の責任でお願いします。

★給食のない日について

お弁当、水筒を持参してください。

お弁当を持参される時は、100円以内のおやつも持参してください。



★お迎え時間の厳守について

児童クラブの閉室時間は、午後6時です。児童クラブの運営管理に支障が生じますので、お迎えは必ず時間厳守でお願いします。

★通所の取消しについて

保護者負担金を滞納した場合、児童クラブの集団生活または運営管理に支障があると認められた場合、必要書類の提出がない場合などは、通所の許可を取消す場合があります。

3. 通所申込の手続きについて

①通所対象児童

長浜市立小学校に就学する児童で、その保護者が次のいずれかに該当し、かつ、保護者または同居の親族等が小学校の放課後にお子さんを家でみられない場合です。

- ①居宅外で労働していることを常態としていること。
- ②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③妊娠中または出産後間がないこと。（通常は出産前3ヶ月、出産後6ヶ月がめやすです。）
- ④疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体にしょうがいを持していること。
- ⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神もしくは身体にしょうがいを有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑥震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦市長が認める上記に類する状態にあること。



②受付期間

★秋頃に、次年度4月からの通所申込みについてお知らせします。

（申し込みは年度ごとに必要です。）

※受付期間内にお申込みされても、定員を超える通所申込みがあった場合、待機もしくは不承諾となる場合があります。

★途中通所の申込みは、随時受け付けますが、希望クラブの通所者が定員を超えている場合、待機もしくは不承諾となる場合があります。



③受付場所・時間

★子育て支援課（北部振興局福祉生活課、各支所）および各放課後児童クラブで受け付けます。

子育て支援課【こども家庭支援グループ】

	直通	65-6514
(浅井支所	直通	74-4352)
(びわ支所	直通	72-5253)
(虎姫支所	直通	73-4852)
(湖北支所	直通	78-8301)
(高月支所	直通	85-3113)
(北部振興局福祉生活課	直通	82-5901)
(余呉支所	直通	86-3223)
(西浅井支所	直通	89-1123)

月曜日～金曜日（8：30～17：15）

【各放課後児童クラブ】

月曜日～金曜日（13：30～18：00）



④申請に必要な書類

※申請用紙は、子育て支援課（北部振興局福祉生活課、各支所）または各児童クラブにあります。

市のホームページからもダウンロードできます。

(1)長浜市放課後児童クラブ通所申込書

(2)保護者および同居の方が児童を家でみられない理由を証明するもの

- ・保護者や祖父母等の就労（予定）証明書
- ・出産（予定）の方は、出産（予定）証明書か母子手帳の写し
- ・病気療養中または同居の方の看病の場合は医師の診断書
- ・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳の写し
- ・介護保険の要介護認定者は、介護保険の写し等



(3)同意書

※(1)～(3)を揃えて提出してください。書類が揃っていないと、受け付けできません。

⑤手続き時の注意事項

★申込書には、同居の方全員を記入してください。

※世帯を別にしている場合でも、同一敷地内にお住まいの場合は記入してください。

★必ず、必要書類を揃えてお申し込みください。

※求職中の方で、申出書による申込みをされた場合は、就職が決定次第、就労証明書を提出してください。

※就労証明書など必要書類の提出がない場合、通所承諾中でも通所を取り消しさせていただきます場合があります。

★届出事項に変更（住所や氏名、保護者の勤務先や連絡先の変更等）があった場合は連絡してください。必要な届けを提出していただきます。

4. 通所および減免の決定について

①通所承諾（不承諾）のお知らせ

★次年度申込みの結果については、2月ごろに保護者の方へ通知します。

送付書類・・・「長浜市放課後児童クラブ通所承諾（不承諾）決定通知書」

★途中入所については、まず電話連絡をし、後日通知いたします

各児童クラブの状況によっては、待機もしくは不承諾となる場合があります。

②保護者負担金免除申請の結果のお知らせ

★審査の結果、免除の可否について保護者の方へ通知します。

送付書類・・・「長浜市放課後児童クラブ利用者負担金減免承認（不承認）通知書」



4月からの減免を申請された場合、6月～7月頃に減免承認（不承認）が決定されます。それまでの間、保護者負担金を一旦お支払いいただき、減免承認された方には返金させていただきます。

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

③退所について

★通所承諾期間中に児童クラブを退所される場合は、すみやかに退所届をご提出ください。

※提出日によっては、その月の保護者負担金が必要となる場合があります。

★退所届の提出がないと、通所されていない場合でも、保護者負担金が必要となります。

5、保護者負担金一覧表

長浜市放課後児童クラブ保護者負担金(平成27年度)

通所する月 負担金の種類	年間を通じて通所する児童	長期休業中のみ通所する児童				備考
		夏休み	冬休み	春休み		
				4月 (学年始)	3月 (学年末)	
保護者負担金	月額(円) 8,000	期間額(円) 16,000	期間額(円) 6,000	期間額(円) 3,000	期間額(円) 3,000	※年度途中の区分変更は、変更届の提出が必要です。 (変更内容によっては、理由を証明する書類が必要です。) ※長期休業中のみ午前7:30から利用できます。 ※土曜日は、通年通所の方のみ、利用できます。(土曜日のみの利用はできません。)
土曜日 (加算に付き別途3,000円必要)	月額(円) 3,000					

☆出席日数にかかわらず保護者負担金が必要です。1年間を通じて通所する児童は、出席日数が0日でも在籍している場合は負担金がかかります。

長期休業中のみ通所の場合は、各休業期間1か月前ごろに、出欠の確認をします。

☆保険加入代、消耗品代は、保護者負担金に含まれています。

☆平日、学校の児童クラブに通所し、長期休業中のみ民間児童クラブ(チャイルドハウス放課後児童クラブ、ニコニコクラブ、放課後児童クラブみらいキッズ、キッズパーク放課後児童クラブ)に通所する場合、8月の保護者負担金は公共クラブには必要ありません。



平成17年度青少年健全育成中央フォーラム各国のパネリストによるプレゼンテーションから

「子育て・子育て家庭支援の現状と課題」

汐見 稔幸(白梅学園大学学長・東京大学大学名誉教授)

最初に、私たちの国の子育て支援策、厳密に言うと長い歴史がありますけれども、現在の子育て支援施策が大まかにどう流れてきたのか、簡単に振り返っておきたいと思います。

本格的に子育て支援ということが言われたのは、1994年12月に策定されました最初のエンゼルプランであったと思います。その前の数年間、関係各省庁で少子化対策のための連絡会議が開かれておりました。平成元年、1989年に例の出生率の1.57ショックというのがございまして、このままでは日本は大変な少子化社会になってしまう。そうなった場合に一体どういう問題が生じるのかというのを、各省ごとにシミュレーションしていたわけです。労働力がどうになってしまうのか、年金問題はどうなっていくのか、社会の活力はどうなっていくのか、教育はどうなっていくのかとかですね。そうすると、このままでは放置できないということがだんだんわかってまいりまして、ようやく子どもの問題と子育ての問題に行政的なメスが入ったわけです。

そして、このままではまずいと。もう少し子どもを生みやすく、もう少し出生率の落ち方をダウンするような施策をやはりしていかなければいけないと、そういうことでつくられたのがこのエンゼルプランでした。

で、そのときのエンゼルプランの中身が何だったかと申しますと、基本的には少子化対策一本で通してあります。少子化をどうしたら克服できるのかという前には、なぜ少子化が起こるのかという説明があります。

そのときの基本的な説明は、まず共働き家庭が増えてきている。で、他方でこういう言葉では言っていないけれども、第3次産業が中心になってきて、勤労時間等が多様化する。そのために子育てをしている母親が、多様化した時間に応じた社会的な子育てサポートを受けないと子どもをなかなか産めない。ところが、現実の保育所は6時までに子どもを迎えに來い、というようなところが大部分で、朝も子どもを預かるのが8時頃からということで、ニーズを満たしていない。

そこで、女性は働き始めると子どもをたくさん育てるということはもう放棄しなければいけないとあきらめてしまう、そういう人たちが増えてきているのではないかと。そこに焦点を当てて、働いて子育てをしたいという女性のための社会的サポートを強めろと。そうすれば出生率は回復するのではないか、ということでした。具体的には保育所の、例えば開所時間を長くするとか、あるいはゼロ歳児保育をもっと広めるとか、そういうことをやる。さらには、あわせて専業主婦家庭の子育てを応援するという仕事を、主として保育所にやってもらいたいということも入っていましたが、基本的にはほとんどが保育所対策でした。

それで5年間やったわけですが、その5年間で出生率は残念ながら回復しませんでした。逆に低下し続けました。どうも施策が必ずしも効果を上げていないということで、改めて分析もされたわけですが、その施策の基本は間違っていないのだけれども、もっとほかに要因があると分析されたようです。

特に父親の帰宅時間が大変遅くて、共働き家庭もそうでない家庭も、母親がひとりで育児をしているような現状があるということで、父親の働き方を少し見直して、家庭時間を増やしていくという施策をとらないとまずいのではないかと、ということがつけ加わってきます。さらには、専業主婦家庭に困難が広がっている。いろいろ調べてみたら、共働き家庭よりもむしろ専業主婦家庭の方が育児不安、困難が大きいと。これに

対してのサポートの方法が、実はあまりまだ具体化されていない。ここでも、今までは保育所に頑張ってもらいたいということがあったのですが、そこで幼稚園もやってほしい等々の施策が盛り込まれました。これは新エンゼルプランという形で具体化されました。

ところが、それでも残念ながら出生率は回復しませんでした。そこで、2002年に抜本的にこの施策を見直すということになりまして、少子化対策プラスワンというプランが2002年の9月に出来た。このプラスワンというのはどういう意味かというのはいろいろ議論がありましたけれども、もう1人子どもを産めという意味かとかいろいろありましたが、これに基づきまして2003年に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法等々の法律が出来て、いよいよ新たな展開ということになったわけです。

これは、中身はもう言うことはないと思いますが、保育所対策だけでなく、ある意味で総合施策であります。あまりにも総合的過ぎて、焦点がどこなのかというのは逆にはっきりしないのではないかと、いろいろ問題もありましたけれども、とにかくこれが今私たちの施策の背後にあって、様々な育児支援行動が進められているという、こういう流れになっていると思います。

この法律策定をきっかけに、子育て支援のための種々の取り組みが全国で一斉に始まっています。その成果は確かに大きいものがありまして、今日も様々な取り組みが報告されると思いますが、にもかかわらず、出生率そのものは回復しておりません。むしろ下がり続けています。ここは一体どうしてなのか。

こういう問題が私たちに突きつけられているのですが、さらに、子育て支援の量的な拡大が進みますと、今度は質的な点検が課題になってくるということが出てきています。端的に言いますと、子育て支援の取り組みを非常に上手にされているところと、どうも空回りしている、というようなところとに、ある程度分かれてきているという現実があります。

例えば、私が今ちょっと関わっているところでは、保育所の子育て支援プログラムというのが、あれこれあって数えると何と数百あるのです。しかしその中身は全てイベント型なのです。何とかをやりますからお母さん来てください、何とかをやりますからお母さん来てください…と、わずか10幾つの保育所であわせて数百のイベント型の取組をやっているのです。しかし、それだけエネルギーとお金をかけた割には効果が上がっていない。

これは、子育て支援というのは、何かイベントをやってお母さんに来てもらう、子連れで来てもらうということとだ、というふうに解釈しているところからきているのだと思います。しかし、果たしてそれが子育て支援の一番大事なことなのか、というあたりが実は十分議論されていない。こういうところが、未だかなりあります。

子育て支援という言葉が本格的に出てきたのは、今から10年ぐらい前だ、と今申し上げました。しかし一体、子育て支援というのは何をどうすることなのか、そしてそれは何ゆえに必要とされているのか、ということがしっかりと議論され、また説明されて、あるいは定義されて出発したわけではなかったという問題が残されたまま出発したのです。とにかく親の子育てを支援してほしいということが先にあって、具体的に何をするのかということについては、現場で考えてほしいというような、そういう感じでスタートしたのです。現在、子育て支援ということで、かなり異なってイメージが共存している背景にはそのあたりに大きな問題があったのではないかと考えています。そろそろ、この問題は克服しなければいけない。

私は、最も根本的な問題というのは、こういうことだと思っています。それは、今、なぜ子育てが難しくなっているか、なぜ子育てを支援しなければいけなくなったか、そうした一番根本的な原因認識が共有されていない、ということです。

聞きなれない言葉かもしれませんが、私は「放牧と厩舎型の子育て」という、人類が長くやってきた子育ての最も基本的な方程式が成り立たなくなったこと、「放牧と厩舎型の子育て」が崩壊してきたということ、

これが様々な子育て困難の一番根本にある要因ではないかというふうに思っています。

「放牧と厩舎の子育て」というのは一体どういうことなのかということですが、簡単に申し上げますと、これまで私たち人類は、必ずしも、朝から晩までずっと子どもの傍について育てるということはやったことがないのです。何よりも人々は自分たちが食べていくのに必死でしたから、家事や野良仕事のために多大な時間を生活の中で割いていたわけです。

参考のために申し上げますと、出所は忘れましたが、昭和 30 年のデータで言いますと、日本人の女性の 1 日の家事・野良仕事時間は、平均で 13 時間半でした。これはほとんど肉体労働です。50 年前ではあります。

朝起きたら御飯をつくって、洗濯をして、また御飯をつくって野良へ出て、また夕御飯の用意をして、漬物をつけたり病人の世話をして・・・と一日 13 時間半も肉体労働をやっていましたと、子どもの世話をかいたいしくやるという時間はほとんど取れないわけです。それでいて、今より子どもをたくさん育てていました。私のような団塊の世代のときは、出生率は 3 人台ですが、私の母親の世代、大正時代の出生率は 5~6 人台です。その位の数の子どもを育てていた。しかし、1 日十数時間も家事・育児で働いている。そのために、子育てについては別の工夫をするしかなかったわけです。

子どもがある程度自分で動けるようになれば、家の中にいると火もありますから危ないですし、仕事の邪魔になるということもあります。そこで子どもを、ちょっと外へ行って遊んでおいでとか、何々ちゃん宅へ行っておいでとか、おばあちゃんのところへ行っておいでとか、という形で外へ出すわけです。

これが肝心なこととして、子どもを外に、家の近隣の地域社会に放り出して、そこで地域社会の子育て力に依存する形で育てるということが、実はこれまでの人類の育て方の基本だったということ、ここが大事なところですよ。

これまでの社会は、家の前に車がビュンビュン走っているわけでもありませんでした。道路が舗装されているわけでもありません。子どももたくさんあちこちにいます。それから、テレビだとかビデオゲームがあるわけでもないわけです。外で遊んだ方がうんと楽しいわけです。そのために、子どもたちがたむろしている場所、路地裏だとか野原、あるいは川原とかお宮さんの境内だとか、色々なところで子どもたちは遊んでいる。そこに行くと、遊びに巻き込まれて 1 日楽しく過ごせるわけです。

この地域社会という場で子どもたちを育てたわけです。地域には、子どもがたくさん出て遊んでいた。それで巻き込まれます。それにもう 1 つ、地域社会には様々な大人がいました。職人さんもいます。私なども子どものころ、近所の大工さんの仕事をよく見に行って憧れたものです。材木をかんなどで削るのを見て感動していました。

で、そういう大人に巻き込まれる。あるいは祭りが近づくと、お兄ちゃんが太鼓の練習を始めたりするので、自分もあれをやりたいな、ということで憧れる。そういう地域社会の大人に憧れていくということは、子どもの育ちにとってとても大事なことでした。それから、そういう大人から様々な励ましを受けたり、色々なことを教えてもらう、ということも、また大事なことでした。そういう意味で、地域には豊かな子どもを育てる力があつたわけです。

その過程で、子どもたちは色々な遊ぶ力、例えば鬼ごっこをする、こま回しをする、木に登って遊ぶという、そういう遊ぶ力を、それに伴って体のしなやかさ、体の丈夫さ、さらには運動神経、自律神経、そしてけんかをしても次の日また仲よく遊ぶというような社会性、さらに道徳心の基本、我慢する力等々を、親が知らないうちにたくさん身に付けていったわけです。

食事時や、あるいは夕方になると、親は自分の子どもを呼びに行ったり、子どもたちはおなかが空いたら帰ってくる。それを私は、子どもたちは夕方になったら「厩舎」に戻るといっています。昼間は子どもたちは

地域社会という牧場に「放牧」され、必要に応じて厩舎に戻って育ったというふうに言っているわけです。

「厩舎」には食事づくりの手伝いをしなさいとか、ちょっと水を運んでとか、私が子どものころ、冬になると毛糸の編み直しで手伝われましたけれども、様々な仕事がありました。「厩舎」は仕事の間でもありました。それに巻き込まれることによって、子どもたちはそこでもまた育ったわけです。

で、そこでナイフを削れるようになるとか、包丁を使えるようになるとかという技も身につけるわけですが、とりわけ親と子どもが同じ家庭内の食事作りなどの文化を共有することによって、そこで親が子にどう関わったらいいいのかという関わり方を親も身につけるわけです。食事をつくるときに子供も一緒に参加したら、自分も協力してつくったということで御飯がおいしいわけです。だんだん料理の仕方も上手になってくるということは、子どもにとってもうれしい。そして、そこで親と子が体験に基づいた会話をを行うわけです。親から「きょうも手伝ってくれてありがとう。」と言われたら、それが子どもにとって最高の褒め言葉になるわけです。

そういう意味では、実体験とそれに基づいた共感の言葉というのが子どもを育てていったわけですし、無理に褒めるとかおだてるとか、そういうことをしなくても子どもは育っていったわけです。こういう育ち方を私は、比喩的に「放牧と厩舎の子育て」というふうに言っています。これは人類のこれまでの普遍的な子育て方式だったのですね。親が朝から晩までいつもそばにいて言葉であれこれ指示しながら育てるなどということは、人類はしたことがないのです。

今風に言いますと、「放牧」するということは、子どもが自然と育っていくということに委ねることですから、「子育て」と言えます。そして、「厩舎」の中で「子育て」というものを行ったわけです。これら全体を子育てと言ってもいいのですが、いずれにしても、親が一手に引き受けて子どもを育てたということは今までないということ、これを認識の出発にすることが大事だと思うのです。「放牧と厩舎」という形の子育てというのは、平安時代だろうが奈良時代だろうが、卑弥呼の時代だろうが、縄文時代だろうが弥生時代だろうが、全てこういう方程式でやっていたわけでありまして、人類史的に言いますと、この「放牧と厩舎の子育て」が、今、初めて出来なくなってしまったわけです。

で、現代社会というのは、そういう意味ではこの「放牧」と「厩舎」という形で子どもを育てていくことが、人類史の中で初めて上手く出来なくなった社会として、特徴づけられます。千年後位の歴史家は、今を1つの人類の文化史のターニングポイントというふうに書くに違いないと思っています。それほど、今、大きな社会変化が起きている時代です。

そのために、ひたすら子育ては「厩舎」の中で行わなければいけなくなりました。「厩舎」の中でやらなければいけないのですが、しかしその「厩舎」で子どもを手伝わせて育てるということも、うんと減ってしまったわけです。「厩舎」の育児が家事と一緒にやるという形でなくなったら、どうしても子どものやることを親が傍で見ている、「もっと早くやって頂戴。」、「これを片づけなさい。」という形の干渉が多くなります。あるいは、親の期待が大きくなって過干渉になります。そのために「厩舎」の育児が非常に窮屈になっていったわけです。

全面厩舎型の育児になったからといって、「放牧」して育てたような遊ぶ力、技、その器用さ、身体能力、社会性云々というものの育てなくてもいいかというそうはいきません。それらを「放牧」しないで育てなければいけなくなります。これは大変難しいことです。これをいわば核家族中心の現代の親がやらなければいけない。これは、親としても、こういうことを上手にやれる能力と、それを支える人間関係というものを豊かに持っていなければ、もう担えないような営みにだんだんできてきているわけです。

その「厩舎」、つまり現代は「厩舎」が中心になって行わなければいけない時代になったのですが、その「厩舎」には、元々、父親がもったいたのですが、今はその父親もあまりいない。夜遅くしか帰ってこない。

そういう意味では「厩舎」でこそ子育てをやらなければいけなくなったのに、「厩舎」はかえって貧困になっている。そういう問題がありまして、非常な子育て困難が生じてきた。

親に「もうちょっと上手に子育てをしなさい。」と言っても、母親に負担が増えているわけですから「これ以上、何をすればよいのですか？私は、子どもを育てるということはどうしてよいかわからないのに、頑張れと言われても困ります。」という親が、当然出てまいります。

根本には、これまでは子どもを親がそんなに朝から晩まで見て育ててきたことは1回もない。ちゃんと子どもは自分で育ってくれた。それが無くなって、全部親がやらなければいけなくなって、しかも家庭の中で育てる方程式も変わってしまった。どうやって育てていいかわからない、でも誰も教えてくれない。支える人間関係もない。こういう問題が現代の子育て問題の背後にあるのだということです。

だからこそ今は、現代風の放牧を工夫するしかないのだと思います。つまり親の子育てを全て親任せにはしない。社会で応援しながらやっていくしかなくなったのだと。育児のある部分の社会化です。

1つは、元々「放牧」をしなければ育てられなかった。全てを「厩舎」で育てることは無理だったわけですから、今の子育て支援も、現代的な「放牧」環境を何とかつくり出す、という視点を持たなければ、やはり全てを親がやらなければならなくなってしまいます。これは元々無理なのです。したがって、子育てだけではなく子育てという視点をしっかり持つことが大事だということです。

それから、2つ目は、「厩舎」の育児が中心になってきますけれども、その「厩舎」が今、大変ゆとりのないものになっています。だから、「厩舎」のゆとり、豊かさを取り戻すということをもう1回応援することです。例えば、父親をもっと早く帰すとか、地域社会がもっと豊かに結びつくとかということです。

そこで、現代の支援は「子育て支援」と「子育て家庭支援」という2つのテーマがくっついてくるわけです。支援は、育児を上手く行っていない親—当然たくさん出てきます—あるいはそういう家族を非難すること、あるいは責めることを基調とするのではなくて、現代の子育てが大変になっている、それでも育児をしていることへの共感というものを、全ての基調、出発点にすべきであるということです。

中には、今の親が上手く出来ていないことを激しく非難する、という論調もありまして、だから親教育をしなければいけないのだ、ということの子育て支援だというふうに考えている向きもあります。しかし、それでは私は必ずしも上手くいかないと思います。

それでも「厩舎」が中心にならざるを得ないことは否定できないので、「厩舎」育児の工夫や知恵のための親の学びの場をつくって参画を図ること、これがもう1つのテーマなのです。こういう形の育児支援がこれからの課題になっていくのです。

あとは簡単に申し上げますけれども、日本の社会はそれ以外に幾つか特殊性を持っておりまして。例えば、企業やお役所はこの「厩舎」を支援するために、父親の働き方をちゃんとコントロールするという姿勢がまだ弱い。だから、現代の「厩舎」に父親が非常に登場しづらいという問題があります。

それから、親の世代が既に「放牧」された経験が少ない世代ですから、「厩舎」型の育児で育った人たちが増えています。「厩舎」型の育児というのは、こうしなさい、ああしなさいというルールを先に敷かれて、それが上手く出来たかどうかで評価されるという、そういう育児になってしまいますけれども、そうなりますと、自分で自分の人生をつくっていくということが当然苦手になっていく。同じことを子どもに課してしまいます。

それから、親が消費社会に育った世代で、家庭で伝えていた文化が今消えつつあると言われていています。しかし、子どもを育てるのは、何度も言いますが、「厩舎」の中にある、例えば一緒に食事をつくるというようなのは文化なのですが、その文化が貧困になっている。ですから、子育て支援というのは、家庭の文化を協同で創造していく条件を整えたり、そのノウハウを伝えたりということを当然含まなければなら

なくなってくるわけです。これは、大きくは家族支援です。家族政策の内容としての家族支援。

この家族支援という視点がこれまでとても弱かった。そのために、高齢者問題と、子ども・家族・子育て問題とが別個の論理になって、お互いに金の取り合いのような形になっている。これはおかしいのです。両方とも現代の家族が抱えた問題ですから、両方が同じように解決されていかなければいけない。その視点が日本では弱い、という問題が出てきています。これは日本の社会の特殊性から生まれた問題でしょうが、こういうことも克服していかなければいけません。

最後に、これからの課題ですけれども、居場所づくり、広場づくり、その他の支援活動は引き続き粘り強くやること、若者たちの育ちへの応援をするということ、これは今のことから出てきます。現状から出発するということを明確にするべきだということで、これはあとで言います。あとは、福祉と教育の二本立てを克服して、国・自治体の人材養成策として一体化するということが大事になってきているのではないかと思います。これも午後の時間にもう少しやりたいと思います。

もう終わりますが、これだけ見てください。現状から出発ということで、「子どもの成長についての母親の満足度比較」というデータがあります。日本と韓国とタイとアメリカ、イギリス、スウェーデンです。「子どもの成長についてあなたは満足していますか。」とお母さんに聞いたデータなのですが、グラフで見るとこうなります。満足しているというグラフが、日本のお母さんだけ、子どもが大きくなればなる程、どんどん下がって、10歳から12歳では36.3パーセントしか満足していません。アメリカ、イギリス、スウェーデンでは80数パーセントが満足しています。

子どもを育てているときに、我が子の育ちに満足できないということは、子育てをやっている一番つらいことです。なぜ日本の子育てがこうになってしまうのかというあたり、ここにメスを入れるということ無しに、子育て支援を考えても観念論になってしまう。こういう現状からもっと出発しようということです。

それから、これは東洋大学のグループがやっている調査ですけれども、中学生・高校生に、「あなたのお父さんはあなたにあれこれと相談しますか。」と。お父さんが子どもに相談してくるかと中高生に聞いた結果、「そうだ。」と「かなりそうだ。」というのを合わせますと、アメリカは58パーセント、中国やトルコは46パーセント位ですが、日本はたったの2.8パーセントであります。これが現状なわけです。

こういうことになってしまっている現実から出発することを大事にするような子育て支援が、私は大事だと思っています。

※文部科学省ホームページから抜粋